

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)

このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

■株式会社ディプライ

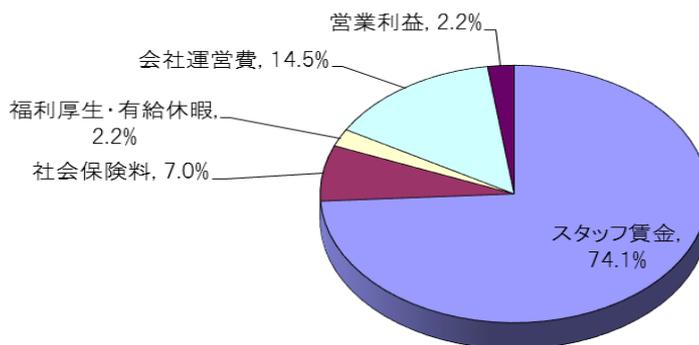
■一宮営業所 〒491-0858 愛知県一宮市栄1-6-20 佐分ビル1F

派遣先の数	28社
派遣料金の1人あたりの平均額	10,880 円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	8,091 円(1日8時間当たり換算)
マージン率	25.63%

■岐阜営業所 〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町6-5 柴新ビル1F

派遣先の数	21社
派遣料金の1人あたりの平均額	10,819 円(1日8時間当たり換算)
派遣社員の賃金の平均	7,988 円(1日8時間当たり換算)
マージン率	26.16%

【マージン率の内訳】



まず、一番多くを占めるのがスタッフの賃金となります。

次いで、労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金などの社会保険料や、スタッフの福利厚生費、有給休暇などです。その他、会社運営費として、営業担当やコーディネーターの件費、オフィス賃貸料、広告宣伝費をはじめとする諸経費がかかることから、これら全ての費用を差し引いた残り2%程度が当社の営業利益となります。